

韮崎市空き家バンク制度

市内にある空き家等の物件情報を登録・公開し、物件の有効活用を図ることにより、市への定住促進と地域の活性化を促進するための制度です。

空き家等の所有者から申請いただいた情報を、市のホームページ等を通じて、物件の売買や賃貸を希望する方に、次のような流れで紹介します。

空き家の提供者

物件登録をします 物件の登録申込

貸・売却物件の提供を希望される方は、「空き家情報バンク登録（新規・変更）申込書〔第1号様式・第2号様式〕へ必要事項を記載のうえ、提出ください（郵送可）。

申し込み時に、契約交渉する方法〔当事者間・媒介〕を選択ください。

物件の確認

申込を受け、市の担当者が、物件確認のため現地調査に伺います。

空き家台帳への登録

物件の確認のための調査後、市の空き家台帳へ登録されます。

空き家情報の公開

登録された物件は、市のホームページ等により、その情報を紹介します。

公開される内容

登録番号 / 賃貸又は売却の別 / 住所地（字まで） / 契約方法 / 希望価格 / 建物等の概要（階数、構造等） / 利用状況 / 設備状況 / 主要施設等までの距離 / 位置図及び間取り図 / 写真

利用希望者

利用申込をします 利用申込書の提出

ホームページ等を閲覧し、利用希望の物件があった場合、「空き家バンク利用申込書〔第7号様式〕」に必要事項を記入し、提出ください。

物件の交渉

市は契約交渉の関与は行いません。物件登録時に選択された契約方法により、次のような手続きになります。

当事者間で行う場合

利用希望の申し込みがあった場合、物件所有者へ市から連絡をし、その後両者で交渉となります。

宅建協会の仲介を依頼する場合

利用希望の申し込みがあった場合、物件所有者へ市から連絡し、宅建協会が交渉を仲介します。

この場合、法律で定められた仲介の手数料が発生します。

お問い合わせ

韮崎市企画財政課企画推進担当 〒407-8501 山梨県韮崎市水神1-3-1

0551-22-1111（内線357） / FAX 0551-22-8479

e-mail kikaku@city.nirasaki.lg.jp / URL <http://www.city.nirasaki.lg.jp/>